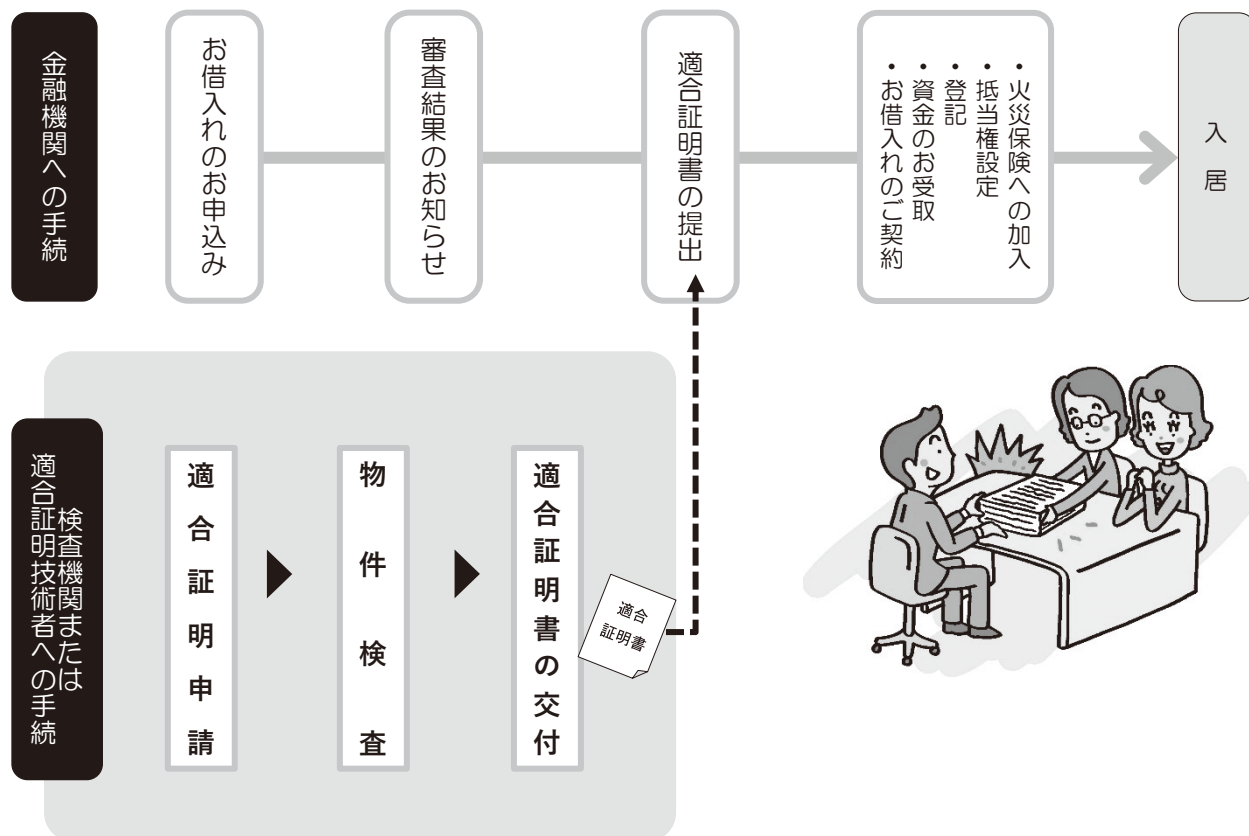


2 【フラット35】(中古住宅)の手続の流れ

【フラット35】(中古住宅)をご利用いただくためには、購入される中古住宅について、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「**適合証明書**」を取得していただく必要があります。この適合証明書は、検査機関または適合証明技術者へ物件検査の申請を行い、合格すると交付されますので、お申し込みされた金融機関に提出してください。



注1) 上図は一般的な手続の流れを示しています。物件検査と借入申込みの順序は問いません。ただし、物件検査に合格しても、取扱金融機関の融資審査または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合があります。あらかじめご了承ください。

注2) 【フラット35】S(金利Bプラン)(バリアフリー性および省エネルギー性の一部)、【フラット35】S(金利Aプラン)、【フラット35】S(ZEH)および【フラット35】維持保全型(長期優良住宅)の物件検査については、検査機関のみでの取扱となります。詳しくは、P11をご覧ください。

○物件検査申請書式はフラット35サイトからダウンロードできます。

フラット35(中古住宅)物件検査申請書式ダウンロード
<https://www.flat35.com/business/download/cyuko.html>



- 一定の要件を満たす中古住宅の場合は、上記の物件検査(適合証明書取得)を省略することができます。詳しくは、P12~P15をご覧ください。
- 適合証明とは、住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。
- 物件検査手数料は、お客さまのご負担となり、検査機関または適合証明技術者によって異なります。